

令和5年度

第397回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。  ただいまから令和5年度第397回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。1番島袋孝栄委員、4番岸部忍委員、7番新垣実委員、9番屋宜文委員、11番島袋孝委員、の6名が欠席でございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、8番の松堂直子委員、13番の大城信男委員、よろしく申し上げます。</p> <p>事前現地調査委員は、2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員、14番私、宮城徳重、報告者は6番仲宗根光夫委員に申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号、受付番号10番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号10番を読み上げて説明。  以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>現地調査を2番仲村学委員、6番仲宗根光夫委員、14番私、宮城徳重の3人で行っておりますので、調査報告を6番仲宗根光夫委員にお願いいたします。</p>
6番	<p>11月24日金曜日、午後1時から午後3時まで、2番の仲村学委員、14番の宮城徳重委員、6番私、仲宗根光夫、また事務局からは中村主幹と仲村農地係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲村学委員、よろしくお願ひいたします。それでは、ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号10番、見取図の1ページになります。申請地の字登川●●番は、登川公民館の南に位置し、現況は野菜畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業常時従事者が1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはオクラ、ジャガイモの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。  それでは議案第1号 受付番号10番について、委員の意見を求めます。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長	<p>進行の声がありますが、進行してもよろしいですか。</p>

議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号10番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号10番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第1号受付番号10番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 受付番号4番から5番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 受付番号4番から5番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号4番、見取図の2ページになります。申請地は比屋根公民館の西に位置し、現況は容易に畑へ戻せる程度の遊休農地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号5番、見取図の3ページになります。申請地は美池自動車学校の南に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号受付番号4番から5番について、委員の意見を求めます。</p>

議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声がありますけど、進行してもよろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号4番から5番を承認相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請後の事業計画変更申請について、受付番号4番から5番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号4番から5番について、承認相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第3号受付番号11番、農地法第4条第1項の規定による許可請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第3号 受付番号11番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>議案第3号につきましても現地調査が行われておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6番	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号11番、見取図の4ページになります。申請地は登川公民館の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号受付番号11番について、委員の意見を求めます。</p>

議長	<p>(進行の声あり)</p> <p>進行の声がございます。  それでは議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号11番を許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。  議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号11番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でございますので、議案第3号受付番号11番について、許可相当といたします。  進行いたします。  議案第4号受付番号70番から75番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号 受付番号70番から75番を読み上げて説明。  以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第4号につきましても現地調査が行われておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6番	<p>受付番号70番と71番は隣接しておりますので、一緒に説明いたします。見取図の5ページと6ページになります。申請地は知花城址の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。  受付番号72番、見取図の7ページになります。申請地は登川公民館の東に位置し、現況は畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いであり、尚且つ500メートル以内に公共施設、医療施設、福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。  受付番号73番、見取図の8ページになります。申請地は宮里中学校の北西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。  受付番号74番と75番は隣接しておりますので、一緒に説明いたします。見取図の9ページと10ページになります。申請地は沖縄市上下水道局の南東に</p>


議長	<p>位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第4号受付番号70番から75番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
議長	<p>進行の声がございました。</p> <p>それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号70番から75番を許可相当とすることに異議はありますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございました。</p> <p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号70番から75番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でございますので、議案第4号受付番号70番から75番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第5号 非農地証明交付申請の承認について受付番号9番から11番について、事務局より説明をお願いいたします</p>
事務局	<p>議案第5号 受付番号9番から11番を読み上げて説明。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議案第5号につきましても現地調査が行われておりますので、6番仲宗根光夫委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
6番	<p>議案第5号、受付番号9番、見取図の11ページになります。申請地はトントンハウスの北に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、河川が流れ込む湿地帯で、雑木が繁茂し且つ進入路の無い状況です。農耕に不向きで作物の育成が困難で農地の利用度が低いと考えられます。また、令和5年度利用状況調査において「赤」としています。以上のことから、非農地と判断しました。</p>


<p>議長</p>	<p>受付番号10番、見取図の12ページになります。申請地は登川公民館の北に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、進入路がなく樹木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作物の育成が困難で、農地の利用度が低いと考えられ、令和5年度利用状況調査で赤と判断されております。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>受付番号11番、見取図の13ページになります。申請地は登川公民館の南に位置し、現況は、20年以上農地として使用がなく、傾斜地で雑木が繁茂している状況です。農耕に不向きで作物の育成が困難で、農地の利用度が低いと考えられ、令和5年度利用状況調査で赤と判断されております。以上のことから、非農地と判断しました。</p> <p>以上です</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号、受付番号9番から11番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>進行の声がございます。</p> <p>議案第5号、受付番号9番から11番について承認することに、異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの声がございます。議案第5号 非農地証明交付申請の承認について受付番号9番から11番について、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>「全委員挙手」</p>
<p>議長</p>	<p>全委員が賛成ですので、非農地として承認いたします。</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第1号から第5号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。</p> <p>これもちまして、令和5年度第397回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年 11月 28日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

8番 松堂 直子 

13番 大城 信男 